

貸切!

# スーパージェット 宮島直行日帰りツアー

貸切のスーパージェット直行便で、宮島までラクラク快適!  
潮風が心地よい春の宮島をぜひお楽しみください。

日時

2017年 4/15(土)

募集人数150名  
(最少催行70名)

昼食付きで  
とってもお得!!

松山観光港～宮島(スーパージェット貸切・直行)

大人

12,800円

(スーパーシートは500円追加)

小人

7,800円

(スーパーシートは250円追加)

※スーパーシートは30名限定・先着順

— 料金に含まれるもの —

スーパージェット乗船料

+

昼食 / お食事処 山一 本店  
・あなご飯セット ) どちらか  
・カキフライ定食 ) 選択ください

詳しい行程表は裏面をご覧ください

お申し込み・お問い合わせ

【旅行企画・実施】

ISHIZAKI

石崎汽船 [9:00~17:00(土・日・祝日休み)]

☎(089)951-0128



#### ●お申し込みのご案内

この旅行は、石崎汽船株式会社(愛媛県松山市高浜町5丁目2259-1愛媛県知事登録旅行業2-38。以下「当社」といいます。)が企画・募集する国内旅行であり、募集型企画旅行約款の内容条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件及び当社の旅行業約款によります。**1.旅行のお申し込み方法及び契約の成立について**…(1)当社所定の旅行申込書を記入の上、下記のお申込金を添えて申込みいただきます。お申込金は旅行代金取消料または違約料のそれぞれ一部として取扱います。(2)お客様との旅行契約については、お申込金をいただいた時に成立するものと致します。(3)当社は電話又はファクシミリによる旅行契約の予約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、電話またはファクシミリによる予約のお申し込みの翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込書とお申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取扱います。

旅行代金	1万円未満	2万円未満	3万円未満	5万円未満	5万円以上
お申込金	2,000円	4,000円	6,000円	10,000円	代金の20%

**2.旅行代金に含まれるもの**…旅行日程に明示した輸送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)宿泊費、観光代、食事代、取扱い料金及び消費税等の諸税等、上記諸費用はお客様ご都合により、利用されなくても払戻しは致しません。**3.旅行代金に含まれないもの**…(1)行程表に含まれていない、交通費、食事代、個人的な諸費用(2)お客様ご自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(3)利用交通機関に対する超過手荷物料金(4)希望者のみ参加されるオプションプラン(5)ご自宅から発着地までの交通費及び宿泊費  
**4.当社による旅行契約の解除及び旅行中止について**…(1)お客様のご参加人数がパンフレットに記載している各コースの最少催行人員に満たない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日前まで)にご旅行中止のご通知をし、お客様から当社が既に収受している旅行代金(あるいはお申込金)全額を払戻いたします。(2)天災地変、気象条件、運輸機関等における争議行為、官公署の命令その他当社の管理できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった時、又は不可能となる恐れが極めて大きい時、**5.取消料**…(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。

旅行契約の解除日	取消料	旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算して21日前まで	無料	旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の前日から起算して20日前～8日前	旅行代金の20%	旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算して7日前～2日前	旅行代金の30%	旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

**6.当社の責任及び免責事項**…(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償いたします。(2)お客様が次に示すような事由により損害を被られた時は、責任を負うものではありません。(ア)天災地変、気象条件、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。(イ)運送、宿泊機関の事故もしくは火災、又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。(ウ)官公署の命令、又は伝染病による隔離(エ)自由行動中の事故(オ)食中毒(カ)盗難(キ)運輸機関の遅延、不通又は、これらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

【お申し込み・お問い合わせは】

愛媛県知事登録旅行業2-38号

(社)全国旅行業協会会員 国内旅行業務取扱管理者 山内

☎ (089)951-0128